

改定後	改定前
第 2 1 条（合意管轄裁判所） 会員は、<u>本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地、購入地又は当社の本社を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。</u>	第 2 1 条（合意管轄裁判所） 会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、さいたま地方裁判所を合意管轄裁判所とします。